

質問書に対する回答
 首都圏中央連絡自動車道 高谷川高架橋(下部工)北工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
13	構造物掘削 特殊部A2 鋼矢板の一部残置	特記仕様書21-2-1に示す構造物掘削特殊部A2において、4)鋼矢板の撤去及び一部残置(切断・処分を含む)とあります。また、摘要には中古品部材について、撤去後の処理方法は、別途監督員と協議して定めるとあります。処分とはスクラップ処理ではなく、単価項目の中に含まれないと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	10月14日付け質問書に対する回答において、確認中としておりましたご質問について回答いたします。 特記仕様書について、誤りがありました。 上記については交付図書を訂正いたします。
17	コンクリート 型枠C (A1-3)	設計図(111/277)に示されているP9の横変位拘束壁・段差防止壁において、コンクリート及び型枠か数量計算書には未計上になっていると思われます。ご教示願います。	10月14日付け質問書に対する回答において、確認中としておりましたご質問について回答いたします。 金抜設計書番号8・11及び設計図5/277について、誤りがありました。 上記については交付図書を訂正いたします。